

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年(2023年)3月24日付け令4秘書第46号で行った公文書開示請求の却下決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年10月20日付で、実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山口県知事の公用パソコン（メールサーバー）にて送受信されたメール（今年7月～9月分）」にかかる公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、保有する文書が、いずれも個人的な検討段階の資料等、自己の執務の便宜のため作成・取得したものであり、組織共用性がなく公文書には当たらないことを理由として、令和5年3月24日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月20日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例第2条第2項について

条例第2条第2項では、公文書の定義について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと規定している。

また、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味するとされ、したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階の資料等は、これに当たらないとされている。

さらに、個別の文書が「実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当するかどうかは、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況及び当該文書の保存又は廃棄の状況等を実質的、総合的に考慮して判断すべきものとされており、電子メールについては、実施機関の職員のメールボックスに保存された電子メールで、かつ、職員が職務の遂行者としての公的立場において作成・取得したもののうち、

ア 職員が送受信者の一方当事者となり、かつ、当該職員あるいはその相手方が2人以上の職員を送信先（カーボンコピー、ブラインドカーボンコピーを含む。）として選定して送受信されたものであって、実質的にみて、組織において業務上必要なものとして利用・保存されていると認められるもの。

イ 職員が送受信者の一方当事者となり、1人の職員のみを相手方として送受信されたもののうち、

- ① 当該電子メール自体が転送先のパソコンや共有フォルダなど他の記録媒体や保存領域に保存されている、あるいは当該電子メールがプリントアウトされて保存されているもの
- ② 当該電子メールが他の記録媒体や保存領域に保存等されていなくても、当該メールの内容を敷衍して、送受信者の一方が関係者に電子メールを送受信している、関係職員から報告を受けて電子メールで報告している場合など、当該電子メールのその後の利用状況から、実質的にみて、組織において業務上必要なものとして利用・保存されていると認められるもの

が、公文書に該当するものとされている。（大阪地裁平成28年9月9日判決（平成26年（行ウ）第286号 非公開決定処分取消等請求事件）、大阪高裁平成29年9月22日判決（平成28年（行コ）第282号 非公開決定処分取消等請求控訴事件）（最高裁上告不受理により確定）参照）

2 本件処分の妥当性について

本件では、本件請求の対象期間に山口県知事の公用パソコンで送受信された電子

メールについて、公文書に該当するものはないと実施機関が判断したことの妥当性が争点となっていることから、審査会において、実施機関に対し、公文書に該当しないと判断した電子メールの提出を求め、上記1を踏まえ、インカメラ審理により実際に見分を行った結果、以下の通りであった。

ア 知事が受信した電子メール

実施機関の職員から送信されたメールは1件もなく、実施機関の外部に所属する知事の知人などから一方的に送信された時候の挨拶や近況連絡や民間企業からのメールマガジンであり、知事が職務上取得したものではないものと見受けられた。また、これらのメールについて、いずれも知事からの返信や、実施機関の職員への転送はなされておらず、審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、知事以外の実施機関の職員に共有されてはいないとのことであった。

以上から、知事が受信した電子メールは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに該当するとは認められない。

イ 知事が送信した電子メール

いずれも知事の私用メールアドレス宛に送信された個人の検討段階に留まる単なるメモであり、添付資料もなく、内容から判断して、実施機関の職員など他者には転送されていないものと見受けられた。また、審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、知事以外の実施機関の職員に共有されてはいないとのことであった。

以上から、知事が送信した電子メールは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに該当するとは認められない。

よって、本件請求の対象期間中に知事が送受信した電子メールについて、公文書に該当するものはないとして本件処分を行った実施機関の判断に誤りがあったとは認められない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 9月 4日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 7月29日	事案の審議を行った。
令和6年11月18日	事案の審議を行った。
令和7年 1月24日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和7年1月24日現在)